2024年11月27日

COP29 の結果について ~資金と 6 条は合意したが GST のフォローアップは先送りに~

日本エネルギー経済研究所 坂本敏幸

アゼルバイジャンのバクーで開催されていた COP29 は、予定されていた開催期間を 1日以上延長し、資金協力などに関する決定に合意して無事終了した。筆者も会期後半の一週間現地に出張した。COP29 は、米国でパリ協定離脱を約したトランプ候補が大統領選挙で勝利した直後に開催されたが、あたかもその事実がなかったかのように、米国代表団も含め交渉はこれまでどおりの雰囲気の下で進められた。本稿では、COP29(正確にはパリ協定締約国会合 CMA6)で合意できたこと、できなかったことを考察したい。

1. 資金

COP29 は「資金 COP」と言われるほど、2025 年以降の先進国から途上国への資金支援の目標(NCQG: New Collective Quantified Goal on climate finance(気候資金に関する新規合同数値目標))を合意することが最大の懸案であった。2020 年から 25 年の間は年間 1000億ドル(\$100 billion)という気候資金の目標が過去合意されているが、下図のとおり OECD によると 2022 年に 1159億ドルとなって初めて目標が達成された。「気候資金」にはそもそも明確な定義は存在しないが、OECD では下図のとおり先進国から「提供(provide)」される二国間・多国間の資金、輸出信用に加え、当該先進国資金により「動員(mobilize)」される民間資金を集計しており、かかる OECDの気候資金の数字はしばしば COP 決定文書でも言及されている。



Figure 1. Climate finance provided and mobilised in 2013-2022 (USD billion)

(出所) Climate Finance Provided and Mobilized by Developed Countries in 2013-2022 (OECD)

COP21 において、2025年の前に次期目標である NCQG を決めることが合意されており、2024年の COP29 が交渉期限となっていたが、交渉は予想どおり難航した。 COP29の前から「次は billion から trillion」という途上国側の相場感があり、COP29では途上国は、先進国からの動員も含め年間 1.3 兆ドルが必要、うち 6000 億が提供されるべきと主張した。また、さらにその内数として LDC (後発途上国)と SIDS (島嶼諸国)はそれぞれ 2200 億ドル、390 億ドルの提供の枠を求めた。これに対し、先進国側は、金額の議論の前に、NCQG では中国など経済成長を遂げた新興国も資金提供すべきとし、誰が contributor となるかをまず交渉しようとした。また、先進国は、官民の幅広い投資の金額で目標設定することも提案した。

最終的には報道のとおり、現在の目標の3倍となる「少なくとも3000億ドル」が2035年までに達成すべき NCQG として合意された(LDC や SIDS の内訳なし)。併せて、「すべての actor に 2035年までに1.3兆ドルまで資金を拡大できるよう協働することを求める」ことも合意されたが、あくまで現在の1000億ドル目標の後継は3000億ドルと考えるべきであろう。

24 日未明にプレナリーでこの合意が採択され大きな拍手が起こった後、インドから、交渉において同国の主張が全く受け入れられなかったことを批判しつつ、2035 年に初めて3000億ドルに到達すればいいという目標は、額も小さく、かつ、あまりにも先の目標であり、「採択に反対する」との発言があった。他の途上国からもインドの発言を支持、今回の目標を「冗談(joke)」と批判する声すら聞かれた。このような途上国の強い不満にもかかわらず、NCQGが曲がりなりにも採択されたのは、いわばトランプ効果ではないだろうか。すなわち、来年以降に米国抜きで合意を目指すより、金額には不満だが将来民主党政権に戻ることも期待して今年のうちに米国も含めて合意しておくことを優先させたのではないだろうか。

いずれにせよ、先進国の途上国への気候資金は過去 10 年弱で 500 億ドル強しか増えておらず、2035 年の将来目標としても、各先進国とも財政出動の余地が限られる中、2035 年に向けて気候資金を 2000 億ドル増やすことは容易なことではない。今回の合意では、今年から提出が始まる「2 年毎の透明性報告書」において、各先進国が途上国への気候資金の額を報告することになっており、OECD 報告と異なり各国の支援額が詳らかになる。引き続き先進国と途上国のせめぎあいが続くことは確実と思われる。

2.6条(カーボンクレジット・メカニズム)

今回の COP29 では、昨年から持ち越しとなっていた、6条2項(各国が自主的に行う協力的アプローチ)、6条4項(国連管理の下のクレジット・メカニズム)について、実施のための細則が合意された。これにより、パリ協定の下でのカーボン市場が今後本格稼働していくことが期待される。

6条2項は、日本のJCMの根拠規定となるが、今回、クレジットに相当するITMOs (internationally transferred mitigation outcomes: 国際的に移転される緩和の結果 (排出削減・除去)) について、承認の内容や変更の手続きが合意されるとともに、透明性を確保するための報告内容などが決定された。JCM はこれまでも先行してプロジェクトが形成されてきたが、ITMOs の国際的な移転の環境整備が進み、プロジェクト実施に向けた条件が整った。

6条4項についても、事前の監督機関で方法論と除去の要件が採択されたことを受け、 COP29 では、具体の方法論の策定に向けさらに検討を進めることを監督機関に指示す るとともに、クレジット(A6.4ERs)の承認手続きや登録簿の整備などに向けた合意 が成立した。

3. GST のフォローアップ

昨年の COP28 で合意された GST (グローバルストックテイク) では、その結果の実施のための「UAE 対話」を立ち上げることが合意されていた。今回の COP29 では、この UAE 対話を巡っては合意が成立せず、緩和に関しては実質的に COP28 から何も前進させることができなかった。こちらは、上記の資金支援とは逆に、先進国が強い不満を残す結果となったわけである。

推測となるが、EU は、例えば GST で合意された「化石燃料からの移行」について「何をいつまでに」という切り口から深掘りしたかったはずである。また、同じく GST で合意された「2030 年までに再エネ容量を 3 倍」とする目標を達成するために、IEA の試算に基づき、世界のエネルギー貯蔵の容量を 1500GW とし 2500 万 km のグリッドを追加・改修する必要性を今回追加で合意するかどうかも交渉されたが、先送りとなった。UAE 対話の内容も、先進国はエネルギートランジションを中心にと提案したのに対し、途上国は資金提供の進展を対話の議題の中心とすることを主張したようである。

4. まとめと今後

今回先送りとなった GST 結果の実施に関する UAE 対話については、COP30 にて引き続き交渉される。COP30 では、次期 NDC が出揃って、それらの 1.5℃目標に照らした評価が行われるところ、GST のフォローアップを含め緩和対策をどう強化していくかが大きな論点となろう。また、アマゾン川の河口都市であるベレンで開催される COP30 では森林破壊防止にも焦点が当たると思われる。

最後に蛇足になるが、アゼルバイジャンのアリエフ大統領の開会の辞から、興味深い点を引用したい。アゼルバイジャンは 1846 年に世界で最初に石油の井戸が掘られた国であり、19 世紀には世界の石油生産の半分以上を占めていたという。今は世界の石油とガス生産に占める同国のシェアはそれぞれ 0.7%、0.9%だが、大統領はこの化石燃

IEEJ: 2024年11月掲載 禁無断転載

料を「神様からの贈り物」と表現した。そして、化石燃料だけでなく、太陽光も風力も、金銀銅もみな神様からの贈り物であり、それらを持つことが批判されるべきではない、市場も人々もそれらを必要としている、我々は現実的であるべきだと言及した。さらに、EU からは 2 年前にガスの供給を 2027 年までに倍増してくれと依頼されたこと、アゼルバイジャンがガスを供給する 10 ヶ国のうち 8 ヶ国は欧州であることを紹介、その上でダブルスタンダード、政治的な偽善を批判した。誠に産油・産ガス国の本音を聞いたように思え、印象的であった。

お問い合わせ: report@tky.ieej.or.jp